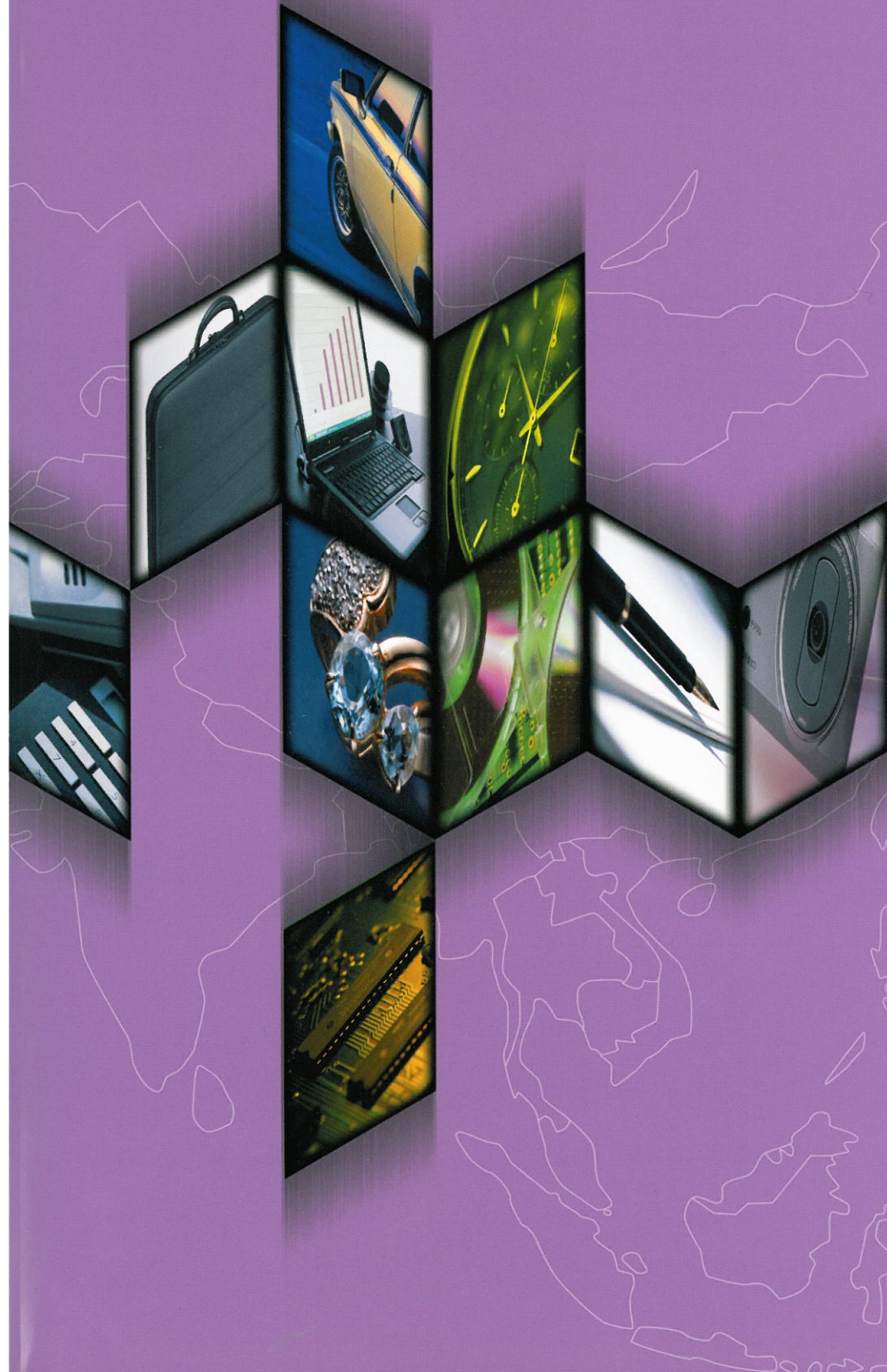


JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル
中東編



2009年3月

全般	公的手数料 (米ドル)
期限延長の請求	-
正式記録簿の文書の閲覧又はその写しの請求	27
出願人又は権利者の名称変更	109
譲渡又は実施権設定契約の記録	109

第2節 意匠及び工業モデル

1. UAE の意匠及び工業モデル制度の概要

意匠及び工業モデルは、2002 年 UAE 連邦法第 17 号の第 3 章で扱っており、優先日から 6 カ月以内であれば、パリ条約による優先権の主張が認められる。

意匠及びモデルは、独自又は新規でなければならず（絶対的新規性も要件とされる）、工業的製品又は手工芸品のための模様としての機能を果たさなければならず、公序良俗に反するものであってはならない。

2. 保護のための要件

法律における意匠とモデルとの区別は、名目的なものである。工業意匠は、「特別な外観を示し、工業製品又は手工芸品のための模様としての機能を果たす線又は色彩の任意の構成又はこれらの特徴の任意の組み合わせ」であると定義される。

工業モデルは、「特別な外観を示し、工業製品又は手工芸品のための模様としての機能を果たす任意の三次元的形態」であると定義される。

法律では、この二種類の保護形態を名称によって区別する以外、同一に扱っている。

3. 新規性喪失の例外適用期間

UAE 法は、意匠及び工業モデルが、国際協定、条約又は相互主義にもとづいた条件が考慮された同法の実施規則により定めた条件にもとづいて国内の見本市において展示された場合、意匠及び工業モデルの開示により、保護を受ける権利は損なわれないと定める。UAE において認可（指定）を受けた展示会で新規性を喪失した場合は、その時から 6 ヶ月以内に出願を要する。

4. 意匠登録出願

意匠又はモデルの登録出願は、アラビア語で行い、説明書（新規性説明書）及び表示の

英訳を添付しなければならない。願書を補うために、委任状、譲渡証、(該当する場合は)出願人の会社設立証書及び一つ以上の任意の優先権文書の証明された写しを願書日から3カ月以内に提出しなければならない。

出願は、その形式のみ審査し、問題がなければ、意匠又はモデルが登録される。

意匠権又はモデルに関する権利は、年間手数料を毎年納付していれば、10年間有効である。UAEには、現在、意匠又はモデル(又はその出願)の失効につき、出願人/権利者に落ち度がない場合についても、失効した意匠又はモデルを回復するための規定が存在せず、その点に注意する必要がある。なお、意匠登録証の有効期間は出願の日から計算する。

5. 実体審査(不実施)

経済省の下部組織であり、UAEにおける意匠登録を担当するUAE産業財産権部は、最近、工業意匠及びモデルの実体審査を廃止したため、出願に形式上の問題がなければ、意匠又はモデルは登録される。

6. 手続き

外国の出願人から取得した委任状は、署名され、認証され、署名者の国にあるUAEの大使館/領事館の認証を受けたものでなければならない。同様に、全発明者から取得する譲渡証も、国外で署名されている場合には、認証され、法律上正当なものと認められたものでなければならない。優先権に関する主張には、その根拠として認証された優先権出願の英訳が必要とされる。出願人が法人の場合、産業財産権部では、前記の文書に加え、認証された会社設立証書を要求する。

意匠及びモデルに関する政府の公的な登録出願手数料は、出願人が企業の場合におよそ218米ドル、出願人が自然人の場合におよそ109米ドルである。

意匠又はモデルが登録されると、これが特許公報に公告され、利害関係を有する任意の当事者が、公告の日から60日以内に意匠又はモデルの登録に対する異議申し立てを行うことができる。所定の60日の期間内に異議申し立てが行われなかった場合、登録意匠又はモデルが付与され、登録簿に登録され、意匠登録証又はモデル登録証が権利者に発行される。

7. 意匠及び工業モデル出願の公告

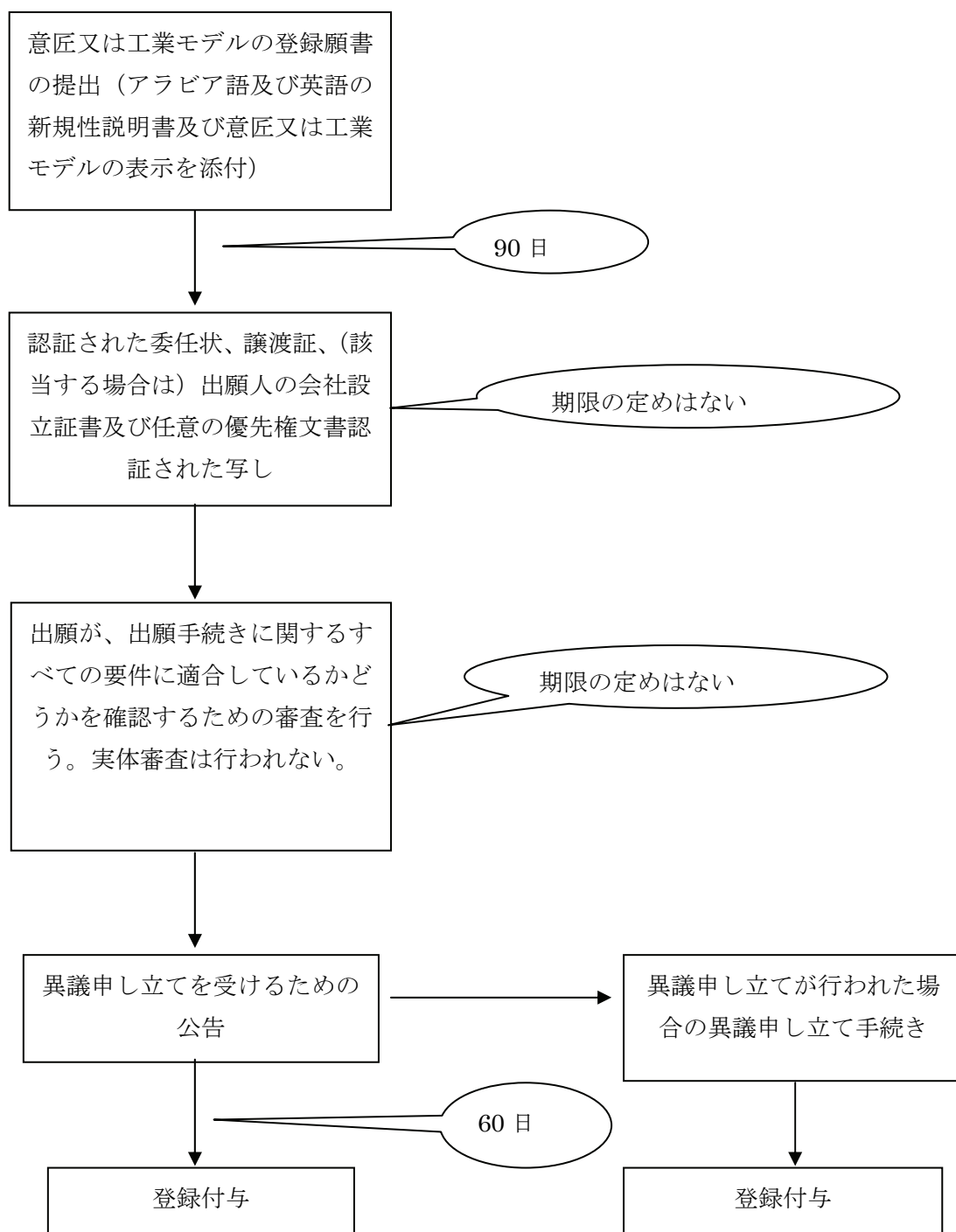
UAEにおいて、登録出願された意匠が、UAE商標部の発行する公報に初めて公告されたのは、2008年になってのことである。これらの意匠の登録出願が行われたのは、1998年である。

UAEでは、1990年代半ばから、登録意匠を出願することが可能になったものの、政府職員が、出願の審査又は調査を行わなかった。しかしながら、登録意匠に関する責任が2007年初めに経済省に移行したのに伴い、政府職員が、登録意匠の未処理残の処理に着手した。その結果、2007年後半に最初の許可通知が発行され、2008年3月に、登録意匠の第一弾が

公告される運びとなった。

UAEにおいて登録意匠保護を受けられるようになったことは、権利者にとって重要な前進であった。出願のかなりの量の未処理残を解消しなければならないものの、経済省では、かなり短期間で解消されるはずである。1998年以前の出願についてであるが、経済省は、保護期間が失効したことを理由に、これを処理しない決定を下したものとみられる。

8. 意匠登録手続きのフローチャート



9. 意匠及び工業モデル登録の効果

意匠又は工業モデルの権利者には、登録後、第三者による以下の行為を妨げる権利がある。

- a) 意匠又はモデルを任意の製品の製造に使用すること。
- b) 意匠又はモデルに関係する任意の製品を輸入すること又は当該製品を使用、その販売を申し出、又はこれを販売する意図で保有すること。

10. 譲渡と実施許諾

登録された意匠又はモデルの所有者は、自然人又は法人に対し、法律にもとづいて与えられた保護の条件を超えない実施条件により、保護対象の権利を実施することを許諾できる。実施許諾は、これを書面で行い、その全当事者が、これに署名するものとする。

使用権は、意匠登録簿に記録され、公報に公告される。実施権は、前記のように記録され、公告されない限り、第三者に効力を及ぼさない。

実施権設定契約は、これに別段の規定がない限り、登録所有者が、自ら意匠又はモデルの対象を実施すること、又は第三者に実施権を付与することを妨げない。

事業に対する所有権全体が譲渡又は移転される場合又は実施権を利用する部門とともに譲渡される場合を除き、実施権設定契約に別段の規定がない限り、実施権設定者は、第三者に実施権を譲渡し、再実施権を設定することはできない。

11. 救済措置、違反と罰則

登録された所有者は、法律にもとづいて保護される任意の種類 of 知的財産を侵害する製品につき、管轄権を有する裁判所（すなわち、被告の居住する場所に依り、連邦裁判所又は地方裁判所）に対し、その仮差し押さえ命令を申し立てることができる。

差し押さえを申し立てた当事者は、裁判所が決定した額の保証金を提出するものとし、差し押さえをした当事者は、命令が行われた日から8日以内に、本訴を提起するものとする。

被告は、当該期間の終わり又は差し押さえ当事者が提起した本訴を却下する終局的判決がなされた日から90日以内に、損害賠償請求を行うことができる。

また、法律は、意匠又は工業モデル保護に関する虚偽の文書の提出又は誤った情報の使用又は不実表示につき、これを拘禁刑及び5,000ディルハム（およそ1,370米ドル）以上、10万ディルハム（およそ2万6,700米ドル）以下の罰金又はそのいずれかに処すことを定めている。また、これらの罰則は、法律にもとづいた任意の種類 of 知的財産の侵害者に適用される。

裁判所は、差し押さえた物品の押収又は没収を命ずることができる。

12. 意匠及び工業モデルの公的手数料

意匠	公的手数料 (米ドル)
登録（付与されるための出願）〔出願人が個人の場合〕	109
登録（付与されるための出願）〔出願人が企業の場合〕	218
優先権の主張	-
優先権の主張の追加 1 件につき	-
翻訳手数料（A4 1 枚当たり）	-
年金〔出願人が個人の場合〕	
2 年目	109
3 年目	114
4 年目	120
5 年目	125
6 年目	131
7 年目	136
8 年目	142
9 年目	147
10 年目	153
年金支払いの納付期限徒過	27
年金〔出願人が企業の場合〕	
2 年目	218
3 年目	228
4 年目	240
5 年目	250
6 年目	262
7 年目	272
8 年目	284
9 年目	294
10 年目	306
年金支払いの納付期限徒過	54

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル 中東編

[著者]

〈UAE およびサウジアラビア〉

Al Tamimi & Company, United Arab Emirates

〈イラン〉

Law office of Albert Bernardi,

Dr. Albert Bernardi

日本貿易振興機構

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2009 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2009 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。